

## 寝屋川市請負工事施工体制点検要領

寝屋川市請負工事施工体制点検要領（平成 16 年 7 月 9 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）に基づき、寝屋川市が発注する工事の監督業務等において行う点検（以下「点検」という。）について統一的な対応を行うために必要な事項を定めることにより、工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

（点検対象工事）

第 2 条 点検を必要とする工事（以下「対象工事」という。）は、建設工事のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 8 第 1 項の規定により施工体制台帳を作成することとされているもの
- (2) 建設業法第 26 条第 3 項の規定により工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置くこととされているもの

（点検事項等）

第 3 条 対象工事の監督職員（寝屋川市契約規則（昭和 50 年寝屋川市規則第 32 号。以下「契約規則」という。）第 35 条第 1 項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる点検事項について、中欄に掲げる内容（以下「点検内容」という。）を、右欄に掲げる点検時期に点検をし、その結果を施工体制点検表に記録するものとする。ただし、点検を行う対象工事に監理技術者が置けない場合は、同表中「監理技術者」とあるのは「主任技術者」と、「監理技術者資格者証」とあるのは「主任技術者としての資格を有することを証する書面」と読み替えて点検及び記録を行う。

点検事項	内 容	点 検 時 期
監理技術者資格者	対象工事の監理技術者に対し、監理技術者資格者証の提示を求め、その者が工事請負契約約款（以	工事施工前

証の点検	下「契約約款」という。)第10条第1項の規定によりあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。	
施工体制台帳の点検	適正化法第15条第2項の規定により寝屋川市に提出された施工体制台帳及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第2項の規定により当該施工体制台帳に添付が義務付けられている書類(下請契約書、再下請契約書等当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)が適正であること。	施工体制台帳提出時及び施工体制変更時
施工体系図の点検	施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されていること。	
標識等の点検	ア 建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること。 イ 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること。 ウ 労災保険関係成立票が掲示されていること。	工事施工中 1回
監理技術者の専任制(常駐状況)の点検	専任の監理技術者を配置すべき対象工事については、工事現場での監理技術者の常駐状況を点検し、その者が契約約款第10条第1項の規定によりあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。	工事施工中 概ね月1回以上
施工体制の点検	施工体制台帳及び施工体系図と実際の体制に相違がないこと。	
工事カルテの登録の点検	工事カルテのCORINSへの登録(受注時登録及び変更時登録)がなされていること。	受注時登録については 工事施工前、 変更時登録

		については 必要に応じ て
その他の 事項	対象工事の内容に応じて監督職員が必要と認める事項	必要に応じ て

(点検内容の報告等)

第4条 監督職員は、前条の点検の結果を施工体制点検表により当該工事の工事担当課（請負契約の施行を主管する課等（当該課等が他の課等に監督業務の依頼をした場合にあっては、当該依頼を受けた課等）をいう。以下同じ。）の長に報告するものとする。

2 監督職員は、工事担当課の長及び総務部契約課における課長（当該課に課長が2人以上置かれている場合は、この要綱の事務を担当する課長。以下「契約担当課長」という。）から点検内容の報告を求められた場合は、施工体制点検表を提出するものとする。

3 監督職員は、対象工事の検査時に施工体制点検表を検査員（寝屋川市契約規則第36条第1項に規定する検査員をいう。）に提示するものとする。

(是正措置)

第5条 監督職員は、点検を行った結果、当該対象工事が点検内容に適合しないおそれがあると認めるときは、当該対象工事の請負者から意見を聴取し、この内容を工事担当課の長に報告するものとする。

2 工事担当課の長は、前項の報告により対象工事に点検内容と適合しない点が存在することが明らかとなったときは、請負者に対し、速やかに是正を行うよう口頭で指導するものとする。

3 工事担当課の長は、請負者が前項の指導に従わない場合は、期限を定めて是正を行うよう文書で指導するものとする。

(建設業法違反に係る事案の対応)

第6条 工事担当課の長は、請負者が前条第3項の規定による指導に従わない場合は、契約担当課長に速やかに報告を行うものとする。

(工事成績評定への反映)

第7条 寝屋川市工事成績評定要領（平成16年7月9日制定）第3条に規定する

評定者は、主任技術者及び監理技術者の専任制の点検及び工事現場における施工体制の点検の結果を同要領による工事成績評定に反映するものとする。

(委任等)

第8条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、この要領を担当する部長が定める。

附 則

この要領は、平成16年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の寝屋川市請負工事施工体制点検要領の規定は、この要領の施行の日以後に寝屋川市が発注する工事（以下「対象工事」という。）について適用し、同日前の対象工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年10月31日から施行する。